

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年4月1日

いなべ市長 日沖 靖

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
小原一色地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成26年11月7日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
集落営農（任意組織） 1組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
集落営農組合を中心に、集落の農地を守っていく。